

令和 2 年 12 月 7 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 2 年 9 月 14 日（月）から令和 2 年 10 月 13 日（火）までの期間において、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※19の個人・団体から合計63件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和46年建設省告示第109号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
「くぎ等」という表現を「くぎ又はねじ」とするべきではないか。	条文を簡潔にするため、原文のままとします。
今回の告示改正で新たに位置づける屋根瓦の工法は何に準拠したもののか。	平成13年に（社）全日本瓦工事業連盟ほか2団体が（独）建築研究所の監修の下で発行した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に定める工法に準拠しています。
型式適合認定や図書省略認定のうち、屋根瓦ふきが設計仕様に含まれていないもの又は時刻歴応答解析、限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算等の構造計算により設計仕様を作成しているものについて、今回の告示改正によって失効することはないという理解でよいか。 (計4件)	貴見の通りです。
屋根瓦以外の屋根ふき材は、今回改正する規定の適用対象外と考えてよいか。 (計2件)	今回改正する規定の適用対象となる屋根ふき材は屋根瓦であり、金属やスレート等の屋根ふき材は対象外です。
軒・けらばについてくぎ以外のものを用いた屋根瓦の緊結方法を記載していただきたい。	ねじによる緊結方法については、実務上普及している方法であり、くぎによる緊結方法と同等の安全性を有することから、当該方法に

<p>(計5件)</p>	<p>についても告示案に位置づけることといたしました。なお、改正告示第1第3号イからニまでに規定しているのは仕様の一例であり、同号柱書で「これと同等以上の耐力を有するようにふくこと」とされていることから、改正告示に示されていない屋根瓦の緊結方法であっても同号イからニまでに規定する方法と「同等以上の耐力を有する」方法であれば当該方法によりふくことも可能です。</p>
<p>告示案に示されていない屋根瓦の緊結方法を告示に記載していただきたい。 (計9件)</p>	<p>改正告示第1第3号イからニまでに規定しているのは仕様の一例であり、同号柱書で「これと同等以上の耐力を有するようにふくこと」とされていることから、改正告示に示されていない屋根瓦の緊結方法であっても同号イからニまでに規定する方法と「同等以上の耐力を有する」方法であれば当該方法によりふくことも可能です。</p>
<p>告示案第1第3号イからニまでに定める方法と「同等以上の耐力を有する」方法として具体的にどのようなものを想定しているのか。 (計3件)</p>	<p>「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に記載されている標準試験に合格した方法等を想定しています。</p>
<p>屋根瓦の形状をJISに規定する形状(J形等)に限定する必要はないのではないか。 (計2件)</p>	<p>改正告示第1第3号イからニまでに規定する仕様は、屋根瓦の形状がJISに規定したものであることを前提に安全性が確かめられた仕様であるため、JISに規定する形状に限定する必要があります。なお、その他の形状の屋根瓦を用いる方法であっても、「同等以上の耐力を有する」方法であれば当該方法でふくことも可能です。</p>
<p>告示案第1第3号ニの「隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる」方法における「フックその他これに類する部分」を有する屋根瓦は、(一社)全日本瓦工事業連盟・全国陶器瓦工業組合連合会が発行した「瓦屋根標準施工要領書(JKY-2014)」等に掲載されている防災瓦を指すという理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

<p>改正告示施行前に金属屋根の建築物として計画して着工し、改正告示施行後に瓦屋根に計画を変更した場合は、当該建築物には改正告示が適用されるという理解でよいか。</p>	<p>改正告示の施行の際現に建築の工事中の建築物について、改正後の規定に適合せず、改正前の規定に適合している場合は、既存不適格建築物として扱われます。</p>
<p>建築基準法施行規則第4条第1項第2号において完了検査申請書に添付することが規定されている工事終了時の写真に、屋根瓦の緊結状況を示す写真は含まれるか。</p>	<p>建築基準法施行規則第4条第1項第2号は構造耐力上主要な部分に関する規定であり、屋根瓦は構造耐力上主要な部分には該当しないため、屋根瓦の緊結状況を示す写真は同号の写真に含まれません。</p>
<p>工事監理者による適切な監理を促すため、中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式）及び完了検査申請書（同規則第19号様式）の第四面の「工事監理の状況」欄に屋根瓦の緊結状況を記載することについて徹底していただきたい。</p>	<p>技術的助言等により、中間検査申請書及び完了検査申請書の第四面の「工事監理の状況」欄に屋根ふき材の材料の接合状況と設計図書との照合状況等を記載する必要がある旨を周知してまいります。</p>
<p>平成12年建設省告示第1458号に定める基準に従った構造計算により構造耐力上安全であることを確かめている屋根瓦の工法は、告示案第1第3号の仕様規定に適合すると考えてよいのか。 （計2件）</p>	<p>屋根瓦の工法について、平成12年建設省告示第1458号に定める基準に従った構造計算により構造耐力上安全であることを確かめている場合、当該工法が改正告示第1第3号の基準に適合していることが明確となる規定ぶりに修正しました。</p>
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律の構造の安定に関する住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証については、当該認定等の評価方法基準に屋根ふき材の基準が含まれていないため、今回の告示改正によって失効することはないという理解でよいか。 （計2件）</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>公布から施行まで十分な期間をとって周知していただくとともに、改正告示の周知にあたっては、分かり易い解説、図や写真等により、設計者や審査者が十分理解できるよう図っていただきたい。</p>	<p>公布から施行までの期間で改正告示の内容についての周知の機会を設ける予定です。</p>

【建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）の一部改正に

関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>建築基準法施行令第 137 条の 2 第 3 号に掲げる範囲で増築又は改築をする場合、増築又は改築に係る部分以外の部分について構造耐力上の危険性が增大しないことを確認すれば、昭和 46 年建設省告示第 109 号の適用は受けないと考えてよいか。また、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合も建築物全体について構造耐力上の危険性が增大しないことを確認すれば、同告示の適用を受けないと考えてよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>改正前の昭和 46 年建設省告示第 109 号第 1 第 3 号に適合している場合は、告示案第 1 第 2 号イの「軒及びけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているもの」に該当すると考えてよいか。（計 2 件）</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>告示案第 1、第 2 第 3 号等において、建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口に掲げる構造計算に係る内容を追加するのは、当該構造計算により安全性を確認する場合、同令第 39 条の規定が適用除外となるため、同告示に規定する屋根ふき材等の基準を適用する必要がないことを明確化する趣旨であるという理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>増築又は改築をする際、増築又は改築に係る部分以外の部分であつて、改正前の昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合している部分が増築又は改築に係る部分の屋根瓦と構造上分離していれば、改正後の当該告示に適合する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

<p>増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離していない事例を示していただきたい。 (計3件)</p>	<p>「増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離していない」状態とは、例えば、改正後の昭和46年建設省告示第109号に規定する「隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる方法」でふいた部分の屋根瓦が増築又は改築に係る部分と増築又は改築に係る部分以外の部分が含まれる状態を指します。</p>
<p>昭和46年1月29日以降改正告示施行前に着工し、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付された建築物について、その後増築又は改築を行う場合における増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦は改正案第1第2号イに規定する「軒及びけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているもの」とみなしてよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
<p>築年数が経過している場合、建築物の屋根瓦の緊結部分が劣化している可能性があるが、当該劣化状況の調査結果を既存不適格調書等で示すことは必要か。</p>	<p>特定行政庁の判断に従ってください。</p>

【Eの数値を算出する方法並びにV₀及び風力係数の数値を定める件（平成12年建設省告示第1454号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>本告示案の目的を示していただきたい。 (計2件)</p>	<p>特定行政庁が極めて平坦で障害物がないものとして規則で定める区域については、都市計画区域の内外にかかわらず、地表面粗度区分をIに定めることとする等、現行では都市計画区域の内外で異なっ</p>

	<p>ている地表面粗度区分について合理化することを目的としています。</p>
<p>都市計画区域外の一部の地表面粗度区分Ⅱの区域が地表面粗度区分Ⅲに緩和されることについて、科学的知見が得られているのか。</p>	<p>最近の強風による建築物の被害調査等により、都市計画区域内外で地表面粗度区分の差異を設けることは合理的ではないことが明らかになったため、告示案のとおり改正することとしました。</p>
<p>特定行政庁が規則で「極めて平坦で障害物が散在しているものとして」地表面粗度区分Ⅱを定める場合の具体的なケースを教えてください。</p>	<p>例えば、今回の告示改正により地表面粗度区分Ⅱから地表面粗度区分Ⅲとなる都市計画区域外の一部の区域について、極めて平坦で障害物が散在していると判断できる場合を想定しています。</p>
<p>特定行政庁が規則で「極めて平坦で障害物が散在しているものとして」地表面粗度区分Ⅱを定める場合に公布から施行までの期間を十分に確保する等の慎重な対応をとるように助言していただきたい。 (計4件)</p>	<p>特定行政庁に対しては、技術的助言等により、特定行政庁が規則で地表面粗度区分Ⅱを定める場合に適切な対応をとるように周知いたします。</p>